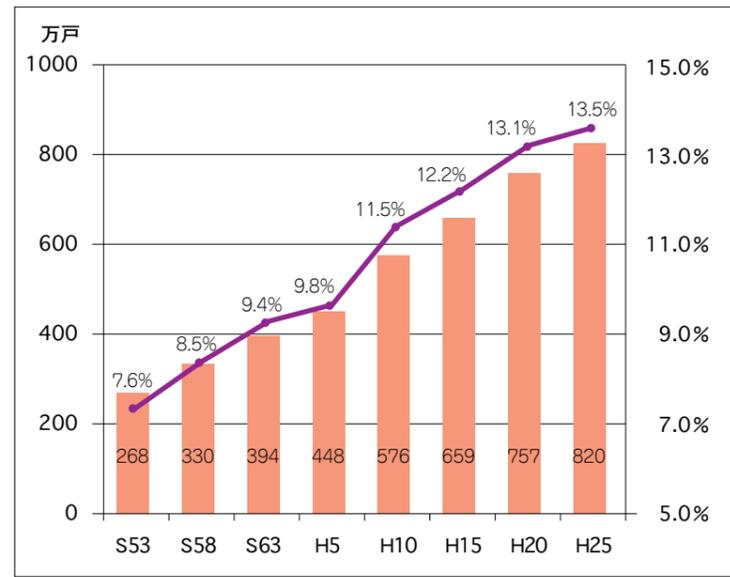


▼全国の空き家件数など



空き家数
空き家率

出典：総務省 住宅・土地統計調査

■空き家の増加

平成25年の総務省の調査では、市内の空き家数は平成20年から650戸増加し、3,370戸に、空き家率は1.3%増加し10.2%になっています。
今後も少子高齢化や人口減少などの影響により、空き家が増えるとともに周辺住民の生活に深刻な影響を及ぼす管理不全な空き家の増加も予測されます。

▼三木市の空き家件数など

	H20年	H25年
総住宅数	30,550	33,020
空き家数	2,720	3,370
空き家率	8.9%	10.2%

■空き家等の実態調査

市内の空き家などの実態を把握するため、調査を実施しています。
調査結果は、空家等対策計画策定のための基礎資料とします。調査へのご理解とご協力をお願いします。

▼調査範囲 市内全域
(公営住宅除く)

▼調査期限 8月末予定
(調査は日中のみ)

▼調査方法

- ・調査は市が委託した事業者の調査員が実施します。
- ・敷地に入ることはありません(外観調査)。
- ・調査員は調査員証を携帯し、腕章・名札を着用しています。
- ・不審に思われた時は、調査員証の提示を求めてください。



■空家等対策計画の策定

市では、空き家の増加を防ぐため、空家等対策協議会を設置し、空き家の実態調査を踏まえ、対策を総合的かつ計画的に実施するための計画を定めます。



■空家等対策協議会の委員募集

- ▶対象 市内在住、在勤、在学の方(市で設置する他の公募委員、市議会議員、市職員でない)
- ▶募集人数 2名
- ▶任期 2年(H30年度は4回程度開催)
- ▶応募期間 7月2日(月)~13日(金)
- ▶応募方法 市役所2階生活環境課、吉川支所、各市立公民館にある応募用紙に必要事項を明記し、(市)生活環境課まで持参または郵送してください。

空き家になる前に活用を

将来、引っ越しなどで自宅を使用しなくなる場合、空き家のまま放置すると周辺の生活環境に悪影響を及ぼす可能性があります。

管理ができていない空き家は、すぐに老朽化が進み、負の財産となります。再び使用する予定がある場合には、適正な管理に努め、使用しない場合には売却や賃貸など、早めの対策を考えましょう。

問(市)生活環境課



■空き家を放置すると

- 壊れた窓ガラスなどで通行者にけがをさせる。
- 不法侵入やごみを不法投棄される。
- 放置された庭木に害虫が発生し、隣地などに侵入する。
- 建物の傷みから倒壊する。



また、万が一、倒壊などにより事故が起きた場合、所有者責任となり多額の損害賠償を求められる可能性があります。使用する予定がない場合、売却や賃貸も検討しましょう。



■空き家の総合相談窓口

空き家の諸問題に対して、法的サポートから専門業者の紹介まで行います。

問ひようご空き家対策フォーラム

☎078-325-1021

▼受付時間

平日…午前9時~正午、午後1時~午後5時

■空き家バンクの活用を

市内に空き家をお持ちで売却や賃貸を希望する方は、市内不動産業者などを通じて申請することで、市の「空き家バンク」に登録すると、市ホームページなどで利用希望者に情報提供されます。

問(市)縁結び課

